

建設業の労働時間等に関する説明会を実施しました！

～水戸労働基準監督署、雇用環境・均等室～

令和5年8月31日



◀左
「建設業の働き方改革」について説明する
水戸労働基準監督署 職員

▼左下
「労働施策総合推進法」について説明する
雇用環境・均等室 職員

右下▼
「働き方改革推進支援助成金適用猶予業種等対応コース
(建設)」について説明する雇用環境・均等室 職員



働き方改革関連法による労働基準法の改正により、令和6年4月から、建設事業者に時間外労働の上限規制が適用されますが、この適用開始まで1年を切りました。

それを受けて、このたび水戸労働基準監督署では建設事業者を対象とした説明会を実施しました。

水戸労働基準監督署の担当者から「建設事業の時間外労働の上限規制」、「36協定の届出手続き」等について、雇用環境・均等室の各担当者からは「労働施策総合推進法」及び「働き方改革推進支援助成金適用猶予業種等対応コース（建設）」の説明をしました。

水戸労働基準監督署、雇用環境・均等室では引き続き連携し、あらゆる機会を通じて改正法等について周知啓発に努めてまいります。

【お問い合わせ先】

- 改正労働基準法等の改正内容、労働時間に関する法制度について
水戸労働基準監督署 電話：029-226-2237
- 労働施策総合推進法（パワハラ対策）について 雇用環境・均等室 電話：029-277-8295
- 働き方改革推進支援助成金適用猶予業種等対応コース（建設）について
茨城労働局助成金事務センター 雇用環境・均等室 助成金部門 電話：029-246-6371